

長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度要件（案）について

長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度 乳がん検診精密検査医療機関登録要件の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度 乳がん検診精密検査医療機関登録要件</p> <p>1 設備等 (以下の項目を全て満たすこと) (略)</p> <p>2 人的配置 (以下の項目を全て満たすこと) (略)</p> <p>3 研修会、講習会、関連学会等への参加 (1) 精密検査を担当する医師は、常に肺がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、<u>以下の研修会等のいずれかに</u> 2年に1回以上<u>参加</u>することを要件とする。可能であれば毎年<u>参加</u>することが望ましい。 ①<u>長崎県がん検診精度管理医師等研修会 (e-learning も含む)</u> ②<u>日本乳がん検診精度管理中央機構が主催する講習会</u> ③<u>上記の他県乳がん委員会で別に認められた研修会等</u> ④<u>次の(ア)～(イ)に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会</u> (ア) 日本乳癌学会 (イ) 日本乳癌検診学会 <u>(2) (1) を満たさない医師が精密検査を実施する場合は、(1) を満たす医師と内部で相談・指導体制を構築し、実施するものとする。</u> <u>(3) (1) の研修会等参加者は、受講証、参加証等 (コピーで可) を提出すること。</u></p> | <p>長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度 実施要領 乳がん検診精密検査医療機関登録要件</p> <p>1 設備等 (以下の項目を全て満たすこと) (略)</p> <p>2 人的配置 (以下の項目を全て満たすこと) (略)</p> <p>3 研修会、講習会、関連学会等への参加 (1) 精密検査を担当する医師は、常に乳がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、<u>県乳がん委員会が指定する研修会</u> (e-learning も含む) については、2年に1回以上<u>受講</u>することを要件とする。可能であれば毎年<u>受講</u>することが望ましい。 また、<u>県乳がん委員会が指定する研修会</u>以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会のいずれかに2年に1回以上出席することでも要件を満たすこととする。 (ア) 日本乳癌学会 (イ) 日本乳癌検診学会 <u>(2) 上記の参加者は、受講証、参加証等 (コピーで可) を提出すること。</u></p> |

4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、結果を速やかに報告すること。
- (2) 発見乳がんに関して、県乳がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。
- (3) 県乳がん委員会より要請があった場合、精検症例を県乳がん委員会等に提出して討議できること。例として、定期的に自施設の PPV3 を算出して、県乳がん委員会の求めに応じてそのデータを報告できる体制を整えることが望ましい。なお、PPV3 とは診断カテゴリー4 または 5 と判定され、実際に組織学的診断を行われた症例における陽性反応的中度を指す。

4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、結果を速やかに報告すること。
- (2) 発見乳がんに関して、県乳がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。
- (3) 精検症例を県乳がん委員会等に提出して討議できること。例として、定期的に自施設の PPV3 を算出して、県乳がん委員会の求めに応じてそのデータを報告できる体制を整えることが望ましい。なお、PPV3 とは診断カテゴリー4 または 5 と判定され、実際に組織学的診断を行われた症例における陽性反応的中度を指す。